

# 奨学金制度の改善・充実に向けた プロジェクトチーム

## 中間的な論点整理

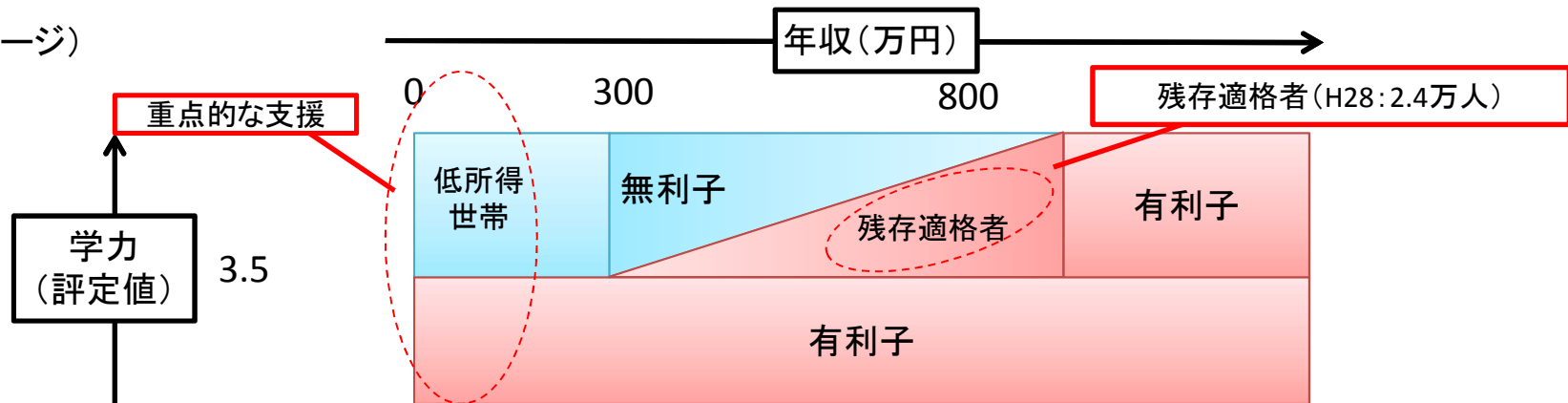
平成28年6月2日

# 奨学金制度の改善・充実の全体像

## 貸与者に対する対応

- 無利子奨学金の貸与の条件を満たしているにもかかわらず、貸与を受けることができない者(残存適格者)や、本当に厳しい状況にある子供たちの進学機会を確保する重点的な支援を実施する必要。

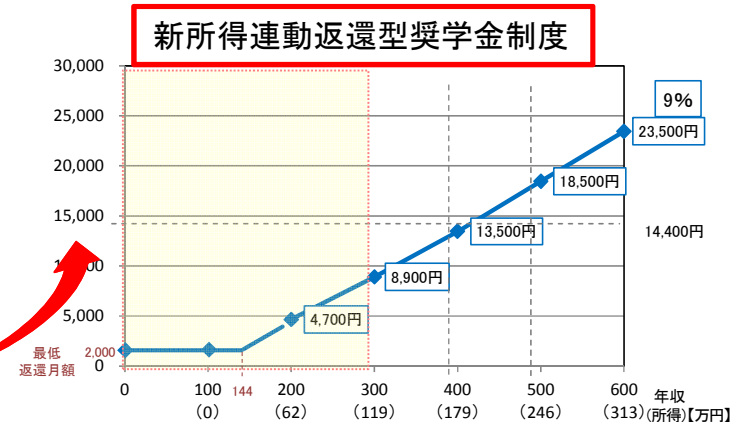
(イメージ)



## 返還者に対する対応

- 所得に応じて無理なく返還できる制度(新所得連動返還型奨学金制度)の導入と返還猶予制度等の救済措置の徹底した周知活動の実施。

H29年度新規貸与者  
(選択により)



⇒ 将来的な不安や負担をできる限り軽減し、より進学しやすい奨学金制度へ

## 各事項の論点についてのPTとしての考え方

### 無利子奨学金の拡充

- これまで無利子奨学金予算の拡充により、残存適格者は減少してきている。

	H24	H25	H26	H27	H28
残存適格者数	10.5万人	8.6万人	4.2万人	3.0万人	2.4万人

- 引き続き、残存適格者(平成28年度:2.4万人)を速やかに解消することが必要。また、低所得世帯の子供に係る成績基準の緩和も課題。

### 新所得連動返還型奨学金制度等

- 平成29年度の新規貸与者から適用が可能となるよう着実なシステム設計等の準備が必要。
- 奨学金申請申込予定者の将来的な不安や負担が軽減される本制度について、徹底した周知活動を実施し、高等学校の生徒等へ十分な理解を深めてもらうことが必要。
- 加えて、返還猶予制度等の救済措置について、現在の返還者に対して周知を徹底することが必要。
- なお、新制度の既に返還を開始している者等や有利子奨学金貸与者への適用については、有識者会議での議論も踏まえ、引き続き検討が必要。

### 給付型奨学金制度

- 給付型奨学金制度については、以下の論点について検討を行うことが必要。
  - ① 対象者の選定
  - ② 同世代内での公平性
  - ③ 給付の在り方
  - ④ 財源の確保

# 給付型奨学金に係る各論点についてのPTとしての考え方

## 対象者の選定

給付型奨学金制度の対象者の選定に当たっては

- 現在、児童養護施設退所者等に対して行われている給付型支援(時限措置)に加えて、どのような対象を範囲とするかという論点
- 仮に低所得者を給付対象とするのであれば、その範囲をどうするかという論点  
(例:生活保護、住民税非課税世帯)
- 返還負担の軽減措置として、返還困難者には10年の返還猶予(申請時の家計支持者の年収が300万円以下の場合は無期限)が適用されている中で、返還可能性が見込まれる者に対しても返還を求めない制度を創設することの施策効果に係る論点
- 給付に当たって対象者の成績基準をどのように設定するかという論点
- 他の給付型支援制度との関係  
などについて更なるシミュレーションや論点整理を行い、制度創設に向けた検討を進めていく必要

## 同世代内での公平性

- 低所得世帯を対象とする場合、これまで家庭の経済事情により進学を断念せざるを得なかった者を含め、低所得世帯の全員に進学のチャンスが与えられることから、機会の平等が確保される
- ただし、返還可能性が見込まれる者からも返還を求めない制度を創設することの施策効果について、大学等に進学しない納税者も含めた国民的な合意を得ていく必要

## 給付の在り方

- 進学をためらう者には、入学前に給付の対象となることを予見可能とすることが重要
- 給付に当たっては、学業を修めた学生等に限って給付となる仕組みとすることが望ましい

## 財源の確保

- 恒久措置を創設する場合には、恒久的な安定財源が必要であり、制度改正や税制措置を含めて検討。

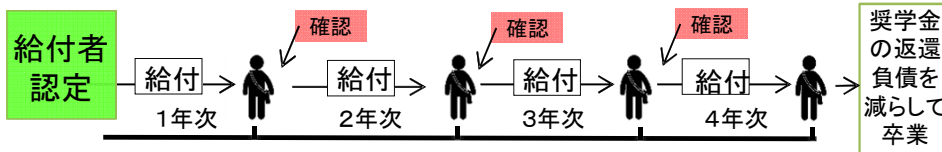
関連資料

# 給付の在り方①

## 給付の方式

### 【渡し切り給付型】

給付対象者として認定の上、大学等への入学後に渡し切りの給付。毎年度学業状況等を確認し、適格と認定された学生等に継続給付。

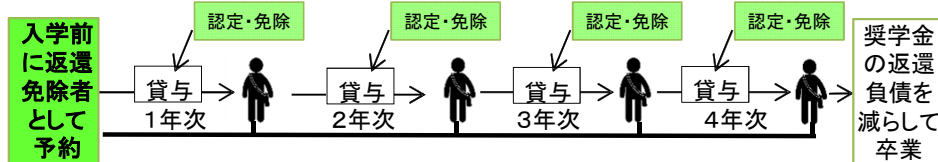


メリット	デメリット
○学修状況に関わらず給付されることにより、学生にとっては安心感が得られる	×学修がおろそかな者にも給付される可能性(毎年度認定を行い一定程度チェックすることは可)

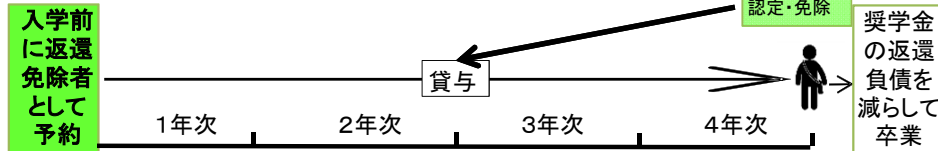
### 【返還免除型】

免除対象者として予約の上、大学等への入学後に奨学金を貸与。学業状況等を確認し、適格と認定された学生等について、奨学金の一部を返還免除。

#### ○毎年度免除する方式



#### ○卒業時に一括して免除する方式



メリット	デメリット
○学修状況を確認した上で免除することで、しっかり学業を修めた者への給付となる ○毎年度免除することで、学生にとって安心感が得られる	×給付(免除)を受けられるかどうか入学前に確定せず、学生にとって不安感 ×途中年次で学業がおろそかになる者も免除となる可能性
○同上(一つ目の○) ○卒業を免除の条件とすることで途中年次で学業がおろかになる学生への免除を抑止	×同上 ×毎年度免除案と比較して免除条件が厳格であり、学生の不安感が大きくなる可能性

※返還免除制度による免除額(無利子奨学金)(平成26年度実績)

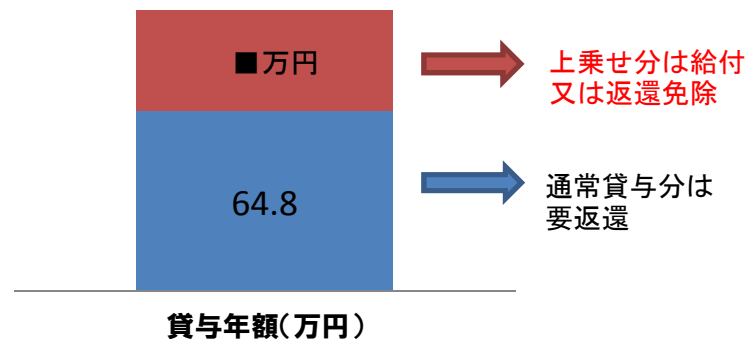
- ・大学院業績優秀者免除制度(126億円)
- ・教育・研究職免除制度(158億円)
- ・死亡・心身障害による免除(9億円)

## 給付の在り方②

### 給付(免除)分と現行貸与分の関係

○通常貸与額に上乗せして給付(免除)する場合

■ 通常貸与 ■ 免除又は給付部分

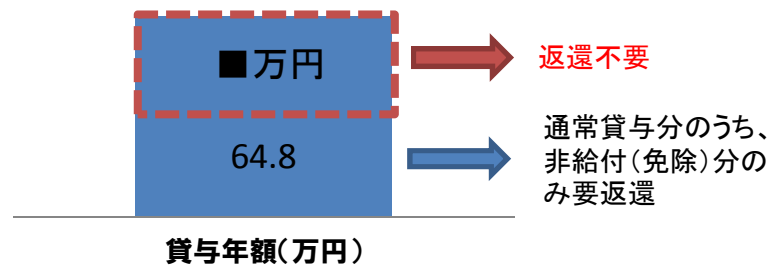


現在の貸与額に加えて上乗せの給付又は貸与が必要となるため、**直ちに追加の財政措置が必要**

- ・給付の場合: 追加措置分を上乗せ給付
- ・返還免除の場合: 追加措置分を上乗せして貸与し、所要年数後に返還免除

○通常貸与額の内数として給付(免除)する場合

■ 通常貸与 ■ 免除又は給付部分



貸与(給付)額は現行と同額のため**当面追加の財政措置は必要ないが、返還時に返還金が減少するため、後年度に追加の財政措置が必要**

- ・給付の場合: 貸与額の一部を渡し切りで給付
- ・返還免除の場合: 貸与額の一部を所要年数後に返還免除